

令和 6 年度 基幹型（市） 地域包括支援センター活動方針・計画

令和 6 年度運営方針及び令和 5 年度の地域ケア会議や運営評価、各検討会等を通じて抽出した課題を踏まえ、以下の取組方針を策定する。

○活動方針・計画

統括・総合調整機能

基幹型地域包括支援センターは、地域包括支援センターの統括、監督、指導及び連絡調整を担う。

地域包括支援センター運営方針を提示し、達成に向けて支援する	実施予定時期	実績
・各地域包括支援センターへのヒアリングで令和 6 年度上半期の振り返りを行い、取り組み状況を把握する。	令和 6 年 10 月	
・地域包括支援センター運営事業評価を実施し、評価シートによる評価及び上半期の振り返りから発見される課題を整理する。また地域ケア会議や個別ケースの実績を分析し、次年度における重点課題の検討を行う。	令和 6 年 11 月～ 令和 7 年 1 月	
・第 2 回地域包括支援センター運営協議会にて令和 7 年度地域包括支援センター運営方針を提示する。（市）	令和 7 年 1 月	
・各地域包括支援センターが立てた令和 7 年度活動方針・計画についてヒアリングを実施し、年間の取り組みを把握する。	令和 7 年 3 月	
・年度最終開催の地域包括支援センター運営協議会にて、地域包括支援センターの令和 7 年度活動方針・計画を提示する。	令和 7 年 3 月	

地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域包括支援センターの適正な運営を行う	実施予定時期	実績
・介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号のロの規定に基づき、地域包括支援センター運営協議会を設置し、年 3 回の会議を開催する。 ※介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 2 号のロ 「地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること」	第 1 回（7 月） 第 2 回（1 月） 第 3 回（3 月）	

地域包括支援センター代表者会議・連絡会を開催し、地域包括支援センターと連携する	実施予定時期	実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センター代表者会議、連絡会で市からの情報提供、報告、業務の検討等で情報共有することで連携を図る。（センター長及び必要に応じて包括職員が参加）：年6回</li> <li>・代表者会議の際に、今後の高齢者相談体制について検討を重ねる。</li> </ul>	地域包括支援センター代表者会議 2か月に1回開催	/

後方支援・直接介入機能

地域包括支援センターとの役割分担により支援困難ケースへの必要な介入及び事業に必要な高齢者に関する情報の提供を行う。

【項目】地域住民からの総合相談対応	実施予定時期	実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談、電話相談対応を行う。必要に応じた情報提供や地域包括支援センターへのつなぎを行う。</li> </ul>	通年	/

【項目】ケース確認会を実施し、地域包括支援センターの後方支援を行う	実施予定時期	実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・4ヶ月に1回、虐待及び支援困難ケース等を共有し、進捗状況の確認を行うことで地域包括支援センターの後方支援を図る。またケースの種別を分類し、評価の一助とする。</li> </ul>	6・10・ 2月開催	/

【項目】虐待及び支援困難ケース対応に際し、地域包括支援センターの後方支援及び直接介入を行う	実施予定時期	実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待発生時に地域包括支援センターが行った事実確認を基にコアメンバー会議を開催する。（市）</li> </ul>	通年	/
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待認定を行ったケースの対応方針を決定し、地域包括支援センターと共有する。（市）</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待認定されたケースの進捗確認評価を行い、認定時の課題が解消されたことをもって終結コアメンバー会議を実施する。（市）</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待及び支援困難ケースの対応について、地域包括支援センター及び関係機関との虐待対応ケース会議・個別ケース会議に参加し、対応方針の検討を行う。必要に応じて同行訪問を行う。</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・金銭管理等の日常生活に課題がある高齢者について、地域包括支援センターやケアマネジャー及び関係機関と連携しながら対応を検討する。必要に応じて福祉総務課成年後見担当と調整し成年後見市長申立に必要な資料作成等を行う。</li> </ul>		

【項目】 ケース対応に際し、庁内他課及び関係機関との連携・調整役を担うことで地域包括支援センターの活動支援を行う	実施予定時期	実績
・地域包括支援センターが支援する高齢者が複合的な課題を抱えている場合に、庁内他課や関係機関（医療機関、金融機関、警察署、消防署等）と連携・調整し、支援のために必要な機関へ円滑につなぐことで迅速かつ適切な対応を行う。	通年	

### 地域包括支援ネットワークの構築支援機能

医療・介護連携、見守り支援ネットワーク、認知症支援推進に係る関係機関との連携・調整を行う。

【項目】 在宅医療・介護連携の推進を図る	実施予定時期	実績
地域の医療・介護に関する情報の把握、情報提供を行い円滑に相談対応が行えるよう体制を整える。	通年	
在宅医療・介護連携推進協議会及び研修部会と連携し、多職種で協議のうえ地域の課題について検討する。令和6年度については、厚生労働省より示されている在宅療養者の生活の場における4つの場面（①日常の療養支援②入退院支援③急変時の対応④看取り）ごとの現状分析・課題抽出・目標設定等を行い「地域のめざすべき姿」を、医療・介護の関係者と共に設定する。	年2回	

### 地域課題の把握と総合調整機能

地域ケア会議の開催方針の提示、地域ケア個別会議への出席、地域課題会議を行う。

【項目】 地域ケア会議の開催及び開催支援を行い、高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援する	実施予定時期	実績
地域ケア会議の運営上の課題について、地域ケア会議あり方検討委員会や研修会を開催し、課題を整理した上で改善案を検討し、現行制度の見直しと再構築を行う。令和6年度については「障害福祉施策」と「権利擁護」について研修を実施する。	あり方検討会：随時 研修会：2回	
地域ケア個別会議（にこにこ、らくらくミーティング）・地域課題会議（わがまちミーティング）に出席し、個別課題及び地域課題の把握、課題の抽出、市への課題提言等の支援を行う。また地域ケア個別会議については各包括センター年5回開催目標に向け、地区担当を中心に適切に進行管理を行う。	通年	
・地域課題ネットワーク会議を開催し、地域ケア個別会議等から抽出された地域課題の共有・解決・改善のための検討を行う。令和6年度については「多世代困難ケースにおける他機関の相互理解」をテーマとして開催する。	年3回	

<p>・地域課題調整会議の開催、参加。</p> <p>①包括の個別ケース及び2層の圏域ごとの課題を関係機関と共有し、重点課題を整理する。</p> <p>②個別課題から発見される地域課題及び地域課題から発見される市全体の課題について、関係機関との振り返り、振り分けの根拠の整理、取組の進捗状況把握等を行う。</p>	<p>随時開催</p>	
--	-------------	--

人材育成支援機能

地域包括支援センター職員の資質の向上を図るための研修を実施する。

【項目】地域包括支援センター人材育成研修を実施し、職員のスキルアップを図る	実施予定時期	実績
<p>・地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施する。</p> <p>①初任者研修</p> <p>②地域包括支援センター向け研修（障害福祉施策・権利擁護）</p>	<p>①必要時</p> <p>②年2回</p>	